東京医科歯科大学病院血液浄化療法部規則

（平成１６年４月１日
規則第１２０号）

（趣旨）

第１条　東京医科歯科大学病院血液浄化療法部（以下「血液浄化療法部」という。）については、東京医科歯科大学病院規則（平成１６年規則第１０６号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（目的）

第２条　血液浄化療法部は病院長の管理の下に、基盤診療部門として腎疾患及び血液等の体液の浄化により治療効果の期待できる諸疾患の総合的診療を行うことを目的とする。

（職員及び職務）

第３条　血液浄化療法部に、次の職員を置く。

(1) 部長
(2) 副部長
(3) 教員
(4) 医療技術職員
(5) その他必要な職員

２　部長は、大学院医歯学総合研究科、大学院保健衛生学研究科又は本院に属する教授、准教授、講師（特任教員を含む）若しくは医療技術職員をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。

３　部長は、病院長の命を受け、血液浄化診療部の管理運営に当たる。

４　副部長は、大学院医歯学総合研究科、大学院保健衛生学研究科又は本院に属する教員（特任教員を含む）若しくは医療技術職員をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。

５　副部長は、部長の職務を補佐する。

６　教員は、部長の命を受け、業務を分掌する。

７　その他必要な職員は、部長の命を受け、業務を分掌する。

（選考）

第４条　部長及び副部長の選考は、病院運営会議の議を経て、病院長が決定する。

２　部長及び副部長の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、部長及び副部長の任期の末日は、当該部長及び副部長を任命する病院長の任期の末日以前とする。

３　病院長は、部長及び副部長がその職務を十分に果たさず、病院運営に重大な支障をきたす場合には、病院運営会議の議を経て解任することができる。

４　部長又は副部長が任期途中で欠けた場合の後任の部長及び副部長の任期は、前任者の残任期間とする。

５　定年退職日が第２項の規定による任期の末日前である部長及び副部長の任期は、第２項の規定にかかわらず、当該定年退職日までとする。

６　前項の適用を受けた者の後任の部長及び副部長の任期は、前任者に同項の規定の適用がないものとした場合の残任期間とする。

７　前条第１項に掲げる職員のうち、部長又は副部長について、医療職員本給表（一）を適用する者を充てる場合は、国立大学法人東京医科歯科大学医療技術職員の役職に関する要項（平成２５年制定）を適用するものとする。

（雑則）

第５条　血液浄化療法部の運営等について、必要がある場合には、病院運営会議において審議する。

２　この規則に定めるもののほか、血液浄化療法部の業務の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（その他）

第６条　この規則の改廃は、病院運営会議の議を経るものとする。

附　則

この規則は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年２月１７日規則第２号）

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年８月１日規則第９０号）

この規則は、平成２５年８月１日から施行し、平成２５年６月１日から適用する。

附　則（平成２６年２月３日規則第４号）

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年６月１９日規則第４５号）

この規則は、平成２６年６月１９日から施行し、平成２６年５月１日から適用する

附　則（平成２８年３月２４日規則第３５号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年９月２０日規則第８６号）

この規則は、平成３０年９月２０日から施行し、平成３０年９月１日から適用する。

附　則（令和３年９月２２日規則第９３号）

この規則は、令和３年１０月１日から施行する。